

道の駅おがわまち ふれあい広場 キッチンカースペースの利用について

1. 利用料

- ① 区分：飲食料品の販売（キッチンカー、テント等）
- ② 場所：道の駅おがわまちふれあい広場横のキッチンカー用スペース（駐車場内）
※1日あたり2台までのキッチンカー出店が可能です。
- ③ 金額（税込）：1日当たり2,750円/1台
「道の駅おがわまち」で取り扱っている飲食料品と類似する商品は販売できません。（ただし、町内事業者は除く）。

2. 予約・申請方法

- ① 道の駅おがわまちふれあい広場管理事務所（0493-53-6780）にご連絡いただき、利用希望日の空き状況をご確認のうえ、仮予約をしてください。
予約は3カ月先（小川町観光協会の会員は6カ月先）まで可能で利用の日数制限はありませんが、月4日を超える場合は、5日目以降について、他の事業者を優先することがあります。
- ② 仮予約の際は、事業者名、代表者名、利用希望日時、住所、連絡先電話番号、販売予定の商品をお伝えください。
- ③ 仮予約が完了しましたら、本申請を行います。申請書式をダウンロードし、必要事項をご記入ください。
 - ・初めて利用される事業者様へ： ご記入済みの利用申請書、誓約書、保健所からの営業許可証（写し）、加入保険証券等（写し）、自動車任意保険証券（写し）をご持参のうえ、利用日1カ月前までにふれあい広場管理事務所にて営業時間内（9:00～17:00）にお越しください。利用場所の確認と注意事項の説明をさせていただきます。利用希望日までの日数が1カ月に満たない場合は、ご相談ください。
 - ・利用が2回目以降の事業者様へ：ご記入済みの申請書と上記の添付資料を小川町観光協会「道の駅おがわまちふれあい広場管理事務所」宛にメールにてご提出ください。
メールアドレス：ogawamachi.kankou.michinoeki@gmail.com
- ④ 利用料（2,750円）は利用当日のご利用開始前に、道の駅おがわまちふれあい広場管理事務所でお支払いください（現金のみ）。
- ⑤ 利用許可書は、本申請受領後にメールで返送いたします。許可書の返送をもって、本申請完了となります。

そのほか、ご不明な点及び相談については、道の駅おがわまちふれあい広場管理事務所宛に電話またはメールにてご連絡ください。

<お問い合わせ>

道の駅おがわまちふれあい広場管理事務所

電話：0493-53-6780

メールアドレス：ogawamachi.kankou.michinoeki@gmail.com

3. ご利用について

- ① 当日、当広場に到着されましたら、ふれあい広場管理事務所受付窓口までお越しいただき、利用料をお支払いください。その際に、返送した利用許可書を確認いたしますので印刷もしくはメール画面をご用意ください。
- ② ふれあい広場駐車場内に設けた利用場所を確認し、ご利用開始となります。
- ③ 利用可能時間は9:00～17:00（準備・片付けを含む）です。時間厳守にてお願いします。

道の駅おがわまち ふれあい広場 キッチンカースペース利用要綱

1. 目的

道の駅おがわまちふれあい広場を活用した魅力づくりの一環として、キッチンカースペースを利用した飲食販売等を行い、来訪者の利便性の向上と施設の魅力・集客力を高めることを目的とする。

2. 概要

(1) 利用申込資格

以下の全てに該当する個人・法人・任意団体は、利用申請書にて申し込むことができる。

- ①上記「1.目的」に同意できる者
- ②キッチンカーやテントを保有及びリースしている者、又は保有及びリースの計画がある者
- ③県内一円にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可を有する者
- ④食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有する者
- ⑤食品賠償保険に加入している者
- ⑥保健所が定める適切な衛生管理と加工(調理など)ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- ⑦当施設のイベントスケジュール、利用時間、利用区画に同意できる者
- ⑧各種イベント、企画等に積極的に参加できる者

(2) 利用申込禁止

以下のいずれかに該当する個人・法人・任意団体は、申し込むことができない。

- ①制限能力者(成年後見人、被保佐人、被補助人、及び未成年者)
- ②非破産者であって、復権していない者
- ③銀行取引停止を受けている者
- ④懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ⑤禁錮刑以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- ⑥申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行行政処分を受けた者
- ⑦集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ⑧町税を滞納している者
- ⑨暴力団関係者及びその繋がりとされる者

(3) 利用資格者

申込を受理した後、審査し、適格者のみが当施設の利用可能対象になる。(1日単位での利用)

(4) 利用場所及び区画

ふれあい広場駐車場内の所定エリア

(5) 販売可能な商品

営業許可証の範囲内の飲食物とする。ただし、道の駅おがわまちで取り扱っている飲食物と類似する商品は販売できない(町内事業者は可)。

(6) 販売禁止商品

酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び当協会が不相当と判断したものの。

(7) 利用スケジュールの決定

希望する日の利用が可能か、道の駅おがわまちふれあい広場管理事務所に電話で確認する。同事務所は調整を行った後、随時スケジュールを周知する。仮予約、本申請後、許可証の返送をもってスケジュールの決定とする。

(8) 利用可能時間

原則として9:00から17:00までとする。

(9) 利用料

利用料2,750円は、原則として利用当日のご利用開始前に、道の駅おがわまちふれあい広場管理事務所にて現金で支払う。

3. その他留意事項

- (1) キッチンカー等の搬入・搬出は利用者自身で行うこと
- (2) 調理使用の水、その他販売に関わるものは、利用者自身で用意すること
- (3) 調理に火器を使用する場合、必ず消火器を設置すること
- (4) 発電機の使用は、原則禁止
- (5) 利用日には自身でゴミ箱を設置し、排水と共に自身で持ち帰ること
- (6) 販売終了後は、設置前と同じ状況に戻すこと(原状復帰)
- (7) 販売品についての事故や苦情は、利用者の責任とし、迅速に対応すること
- (8) 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合がある
- (9) キッチンカー等の破損、紛失等について、当協会は一切責任を負わない
- (10) 当施設の運営方針に反する行為、虚偽の申請をした場合、連絡なき利用の取りやめをした場合、利用の停止をすることがある

4. 申込方法

仮予約のうえ、本申請に必要な各種書類に記入し、利用が初めての方は利用日1カ月前までに必要書類をご持参のうえ、ふれあい広場管理事務所にご提出ください。2回目以降の利用の場合は、仮予約の上、本申請に必要な各種書類をメールにてご提出ください。利用希望日までの日数が1カ月に満たない場合は、ご相談ください。

5. お問い合わせ

道の駅おがわまちふれあい広場管理事務所（受付／9:30～16:30まで）

電話：0493-53-6780

メールアドレス：ogawamachi.kankou.michinoeki@gmail.com

道の駅おがわまち ふれあい広場 キッチンカースペース利用申請書

申込日： 年 月 日

利用の注意事項を確認・同意の上、必要書類を添えて、下記の通り利用を申し込みます。

利用場所：道の駅おがわまち(ふれあい広場横駐車場内 キッチンカースペース)

※必要書類として次の書類を一緒に提出してください。

①営業許可証(写し) ②加入保険証券等(写し) ③自動車任意保険証券(写し) ④誓約書

1. お申込み事項

事業者名： _____

代表者名： _____ (フリガナ)

生年月日： 年 月 日 (歳)

住所：〒 _____

電話番号： _____

Mail： _____

車両No.： _____ 車種： _____

_____ (テント利用の場合はこちらをチェック)

2. 利用内容

店舗名： _____

販売内容： _____

責任者氏名： _____ 責任者連絡先(携帯) _____

3. 利用日時

① 年 月 日 : ~ 年 月 日 :

② 年 月 日 : ~ 年 月 日 :

③ 年 月 日 : ~ 年 月 日 :

④ 年 月 日 : ~ 年 月 日 :

⑤ 年 月 日 : ~ 年 月 日 :

誓約書

事業者名： _____ 担当者： _____ 印 _____

住所： _____ 電話： _____

道の駅おがわまちふれあい広場キッチンカースペースを利用するにあたり、下記の事項について厳守することを誓約いたします。

記

- 1 私及び出店スタッフは、暴力団員(元暴力団員を含む反社会的勢力)ではありません。
- 2 暴力団員を店舗内に立ち入らせません。立ち入らせた場合、暴力団員の利用とみなされても異存はありません。
- 3 暴力団等に、用心棒代やみかじめ料等、名目の如何を問わず財産上の利益を供与しません。
- 4 利用申込みに際し、名義貸し、虚偽の記載その他不正な方法による利用及び、許可証の転貸借等はいたしません。
- 5 当施設ふれあい広場及びその周辺において、粗野又は乱暴な言動をしたり、入れ墨をちらつかせたりするなど来場者等に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為はしません。
- 6 当広場から暴力団を排除するため、警察に利用者情報を提供することについて同意します。
- 7 地震・火災等の天変地異、その他やむを得ない不可抗力により、当スペースの貸出が中止または貸出時間が変更になる場合があります。その場合、いかなる損害であってもその賠償の請求はいたしません。
- 8 利用者都合によるキャンセルには、次のキャンセル料が発生することに同意します。キャンセル料は利用日の1週間後までに現地にて支払います。

利用日の11日前まで(例えば9月12日利用の場合、9月1日)	: 無料
利用日の10~3日前	: 利用料の50%
利用日の2日前~当日	: 利用料の100%
- 9 利用時はふれあい広場管理者の指示に従い、広場のにぎわい創出に協力します。
- 10 上記事項に違反した場合は、利用を取り止め、店舗の撤去等利用拒否の措置をとられても、そのことに関し、異議を申し立てません。また、いかなる損害であってもその賠償の請求はいたしません。
- 11 故意又は重大な過失によって貴協会へ損害を与えた場合、又は危害を与えてしまった場合、賠償責任を負います。
- 12 ふれあい広場敷地内では全面禁煙を遵守し、移動中及び駐停車中の車内においても同様とします。

以上